



島根県報

平成22年2月23日（火）

第2,164号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業休止の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	4
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	（ " ）	4
県営土地改良事業計画の決定（8件）	（農 村 整 備 課）	5
保安林の指定	（森 林 整 備 課）	7
解除予定保安林	（ " ）	8

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正		8
---	--	---

告 示**島根県告示第104号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成22年 2 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
いしはら眼科	八束郡東出雲町出雲郷15番地4	平成22年 2 月 2 日

島根県告示第105号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成22年 2 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
斉藤婦産科医院	益田市幸町4番71号	平成21年11月11日
星高調剤薬局	江津市渡津町790番地	平成19年10月31日
大谷医院	益田市美都町仙道804-2	平成21年12月30日
浅野歯科医院	松江市外中原町21	平成22年 1 月 26 日

島根県告示第106号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成22年 2 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	休止年月日
レディースクリニック石見寺戸産婦人科医院	益田市高津町イ2354-5	平成21年 9 月 10 日

島根県告示第107号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成22年 2 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
花田医院	医療法人社団 花田医院	江津市後地町3023番地	平成21年 5 月 27 日

高鳥クリニック	医療法人社団 岡倉会 高鳥ク リニック	出雲市武志町734-1	平成15年5月20日
隠岐の島町中村歯科診療所	隠岐の島町国民健康保険中村歯 科診療所	隠岐郡隠岐の島町中村1541-1	平成18年4月1日

島根県告示第108号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成22年2月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人 ふれあい	松江市野原町417番地2	通所介護	社会福祉法人 ふれあい サン・フラワー指定通所介護 介護予防通所介護事業所	松江市野原町585番地	平成21年12月21日
医療法人 沖縄徳洲会	沖縄県島尻郡八重瀬町外間80番地	介護老人保健施設	介護老人保健施設 出雲徳洲苑	簸川郡斐川町直江町3964-1	平成22年2月1日
医療法人 沖縄徳洲会	沖縄県島尻郡八重瀬町外間80番地	短期入所療養介護	介護老人保健施設 出雲徳洲苑	簸川郡斐川町直江町3964-1	平成22年2月1日
医療法人 沖縄徳洲会	沖縄県島尻郡八重瀬町外間80番地	介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設 出雲徳洲苑	簸川郡斐川町直江町3964-1	平成22年2月1日
医療法人 沖縄徳洲会	沖縄県島尻郡八重瀬町外間80番地	通所リハビリテーション	介護老人保健施設 出雲徳洲苑	簸川郡斐川町直江町3964-1	平成22年2月1日
医療法人 沖縄徳洲会	沖縄県島尻郡八重瀬町外間80番地	介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設 出雲徳洲苑	簸川郡斐川町直江町3964-1	平成22年2月1日
株式会社 スマイル・ガーデン	出雲市塩冶町933-2	通所介護	デイサービス すの花	出雲市白枝町781番地8	平成22年1月21日
株式会社 スマイル・ガーデン	出雲市塩冶町933-2	介護予防通所介護	デイサービス すの花	出雲市白枝町781番地8	平成22年1月21日
社会福祉法人 みずうみ	松江市西法吉町36番1号	認知症対応型通所介護	すまいるデイサービスセンター	松江市法吉町626-1	平成21年12月3日
社会福祉法人 みずうみ	松江市西法吉町36番1号	介護予防認知症対応型通所介護	すまいるデイサービスセンター	松江市法吉町626-1	平成22年2月1日
株式会社 もくれん	出雲市松寄下町1286-1	通所介護	デイサービス もくれん	出雲市松寄下町1286-1	平成22年2月1日
株式会社 もくれん	出雲市松寄下町1286-1	介護予防通所介護	デイサービス もくれん	出雲市松寄下町1286-1	平成22年2月1日

有限会社 とまと 薬局	浜田市港町243-7	居宅療養管理指 導	とまと薬局 殿町 店	浜田市殿町7-7	平成22年1月1日
社会福祉法人 い わみ福祉会	浜田市金城町七条 ハ559番地2	特定施設入居者 生活介護	外部サービス利用 型特定施設 ミレ 青山	江津市二宮町神主 1964番地31	平成22年1月26日
社会福祉法人 い わみ福祉会	浜田市金城町七条 ハ559番地2	介護予防特定施 設入居者生活介 護	外部サービス利用 型特定施設 ミレ 青山	江津市二宮町神主 1964番地31	平成22年1月26日

島根県告示第109号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成22年2月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		廃止する事業	事 業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所 の所在地		名 称	所 在 地	
高田 伸介	簸川郡斐川町大字 美南848	居宅療養管理指 導	高田医院	簸川郡斐川町大字 美南848	平成21年12月17日
高田 伸介	簸川郡斐川町大字 美南848	介護予防居宅療 養管理指導	高田医院	簸川郡斐川町大字 美南848	平成21年12月17日
斉藤 淳一	益田市幸町4番71 号	居宅療養管理指 導	斉藤婦産科医院	益田市幸町4番71 号	平成21年11月11日
斉藤 淳一	益田市幸町4番71 号	介護予防居宅療 養管理指導	斉藤婦産科医院	益田市幸町4番71 号	平成21年11月11日
浅野 泰彦	松江市外中原町21	居宅療養管理指 導	浅野歯科医院	松江市外中原町21	平成22年1月26日
浅野 泰彦	松江市外中原町21	介護予防居宅療 養管理指導	浅野歯科医院	松江市外中原町21	平成22年1月26日

島根県告示第110号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成22年2月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		実施する事業	事 業 所			変更年月日
名 称	主たる事務所 の所在地		名 称		所 在 地	
			変 更 前	変 更 後		
医療法人社団 花田医院	江津市後地町 3023番地	居宅療養管理 指導	花田医院	医療法人社団 花田医院	江津市後地町 3023番地	平成21年5月27日

		訪問看護				
		介護予防居宅療養管理指導				
		介護予防訪問看護				

島根県告示第111号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成22年 2 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

高津川（津和野）地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

津和野町役場

島根県告示第112号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成22年 2 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

高津川（津和野）地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

津和野町役場

島根県告示第113号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成22年 2 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

高津川（津和野）地区暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

津和野町役場

島根県告示第114号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成22年 2 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

高津川（津和野）地区農用地保全施設整備事業（県営中山間地域総合整備事業）計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

津和野町役場

島根県告示第115号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成22年 2 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

高津川（吉賀）地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

吉賀町役場

島根県告示第116号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成22年 2 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

高津川（吉賀）地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

吉賀町役場

島根県告示第117号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成22年 2 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

高津川（吉賀）地区暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

吉賀町役場

島根県告示第118号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成22年 2 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

高津川（吉賀）地区農用地保全施設整備事業（県営中山間地域総合整備事業）計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

吉賀町役場

島根県告示第119号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年 2 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

出雲市佐田町高津屋字朝日496-9

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第120号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年 2月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 解除予定保安林の所在場所

邑智郡美郷町都賀行944-3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2 (1) 解除予定保安林の所在場所

邑智郡美郷町都賀行943-11

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

島 根 県 病 院 局 告 示**島根県病院局告示第1号**

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、平成22年2月23日から施行する。

平成22年 2月23日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

乾燥ヘモフィルスb型ワクチン接種料の項の次に次の1項を加える。

ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン接種料

初診 1回につき 17,850円

再診 1回につき 15,750円